

令和 7 年度予算概算決定の概要

令和 6 年12月
輸出・国際局知的財産課

○令和 7 年度予算概算決定の概要

事業名	概算決定額 (百万円)	頁
野菜種子安定供給対策事業	20	1
植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業	152	2
育成者権管理機関支援事業	197	3
農業知的財産保護・活用総合支援事業	116	4
地理的表示活用推進支援事業	62	5
計	547	
(他部署計上の予算)		
植物新品種のグローバルな保護・活用の環境整備支援事業	80	6
アセアン地域の大学と連携した農業・食品産業人材育成促進・活用事業	48	7

(注) 四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある

野菜種子安定供給対策事業

【令和7年度予算概算決定額 20（30）百万円】
（令和6年度補正予算額 238百万円）

<対策のポイント>

野菜種子は、**安定供給のため**、日本の種苗会社が**世界各地に分散して生産し供給**しています。近年の食料生産との競合や気候変動、国内採種農家の高齢化等に対応し、より盤石な供給体制を築くため、**国内外の新たな採種地調査、国内の効率的な種子生産・保管技術等の開発・実証**を支援します。

<事業目標>

野菜種子の安定供給の確保

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 海外採種地調査等事業

海外における採種地が、食料生産との競合や気候変動により、確保が難しくなる中、**将来にわたる野菜種子の安定供給**を目的として行う、海外における**新たな採種地**の確保に向けた**現地調査、栽培適正試験**等に必要な経費を支援します。

2. 国内採種技術等開発・実証

採種農家の高齢化、人手不足に加え、採種には交雑防止可能な環境と高い栽培技術を要することを踏まえ、

① 国内における**新たな採種地**確保に向けた**現地調査、栽培適正試験**

② 効率的な**種子生産・保管技術等の開発・導入**に向けた**実証**

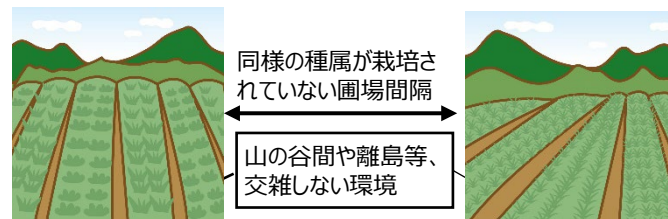
を支援します。

採種地調査

新たな採種地の開拓に向け、種子生産に必要な栽培環境等の調査、栽培適正試験、栽培実証等を国内外で実施。

調査項目（例）

- 採種地への輸送アクセス
- 栽培インフラ
- 交雑防止の環境
- 栽培・採種技術
- 気候条件
- 人件費、最低受託面積



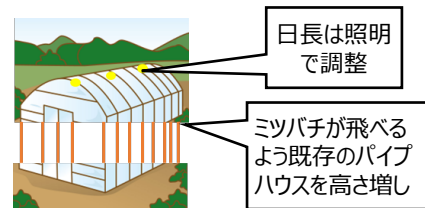
対象品目

指定野菜：国民消費生活上重要な野菜（キャベツ、ダイコン、ニンジン等14品目）

特定野菜：指定野菜に準ずる重要な野菜（カブ、ゴボウ、ニラ等35品目）

国内の効率的な採種技術の開発・実証

- 効率的な種子生産・保管技術や新たな品目・品種の導入実証
- 新規で種子生産に取り組む生産者への研修



適地の少ない国内採種には工夫が必要

<事業の流れ>



世界各地に分散した生産によりリスクを回避するとともに、国内の種子生産基盤を維持し、生産・供給構造を強靱化

植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業

【令和7年度予算概算決定額 152（157）百万円】
（令和6年度補正予算額 321百万円）

<対策のポイント>

我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、**品種登録（育成者権の取得）**や国内外の侵害対策に係る経費を支援するとともに、在来種等の保存、**品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化等**を支援します。

<事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 海外における育成者権の取得支援等

97（120）百万円

育成者権者や民間団体等による以下の取組を支援します。

① 海外出願

② 育成者権侵害対策

国内外の育成者権の侵害対策に向け、育成者権者が行う侵害疑義品の調査、権利行使に関する専門家への相談、防衛的許諾の活用等を支援します。

③ 種苗資源の保護

種苗生産の維持が困難である在来種（伝統野菜等）や優良品種の種苗資源の保存及び特性や遺伝子情報の評価等、遺伝資源保存活動を支援します。

④ 品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化

品種登録審査や侵害立証における、遺伝子情報等を活用した精度の高い品種識別技術の開発・高度化等の取組を支援します。

⑤ 流通品種データベースの運用

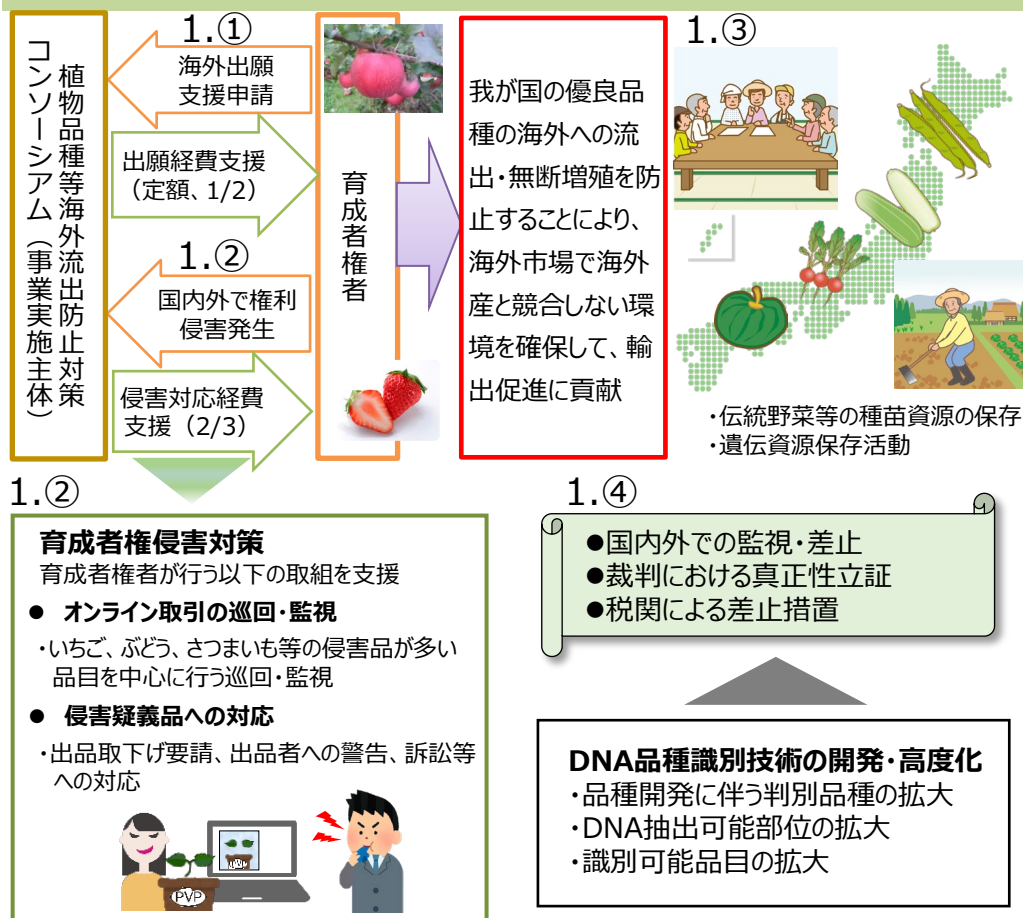
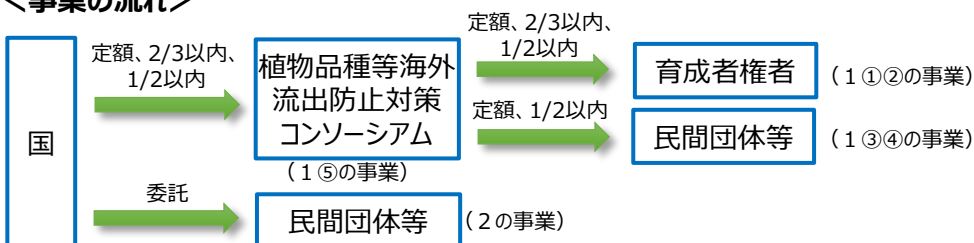
登録品種から一般品種まで含めて、農業者等が流通名から容易に必要な情報を検索することができるデータベースの運用を支援します。

2. 育成者権保護のための環境整備

55（37）百万円

海外における品種保護に必要な技術的課題の解決や東アジア地域における品種保護制度の整備等、育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。

<事業の流れ>



<対策のポイント>

植物新品種の保護・管理を徹底するとともに、海外から許諾料を得て新品種の開発投資を促進するため、育成者権者に代わって行う海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を支援します。

<事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

<事業の内容>

1. 海外ライセンス交渉加速化

海外ライセンス指針に則したライセンス契約の実現に向け、専門家の助言を受けて行う交渉加速化の取組等を支援します。

2. 海外育成者権管理事業

海外における育成者権の適切な管理と、国内農業振興や輸出戦略と整合する形で活用に向けた海外品種登録出願を支援します。

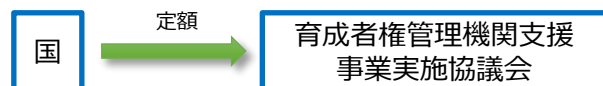
3. 国内外における侵害対応

無断栽培等の育成者権の侵害に対する証拠収集、警告、訴訟等の対応を支援します。

4. 国内育成者権管理事業

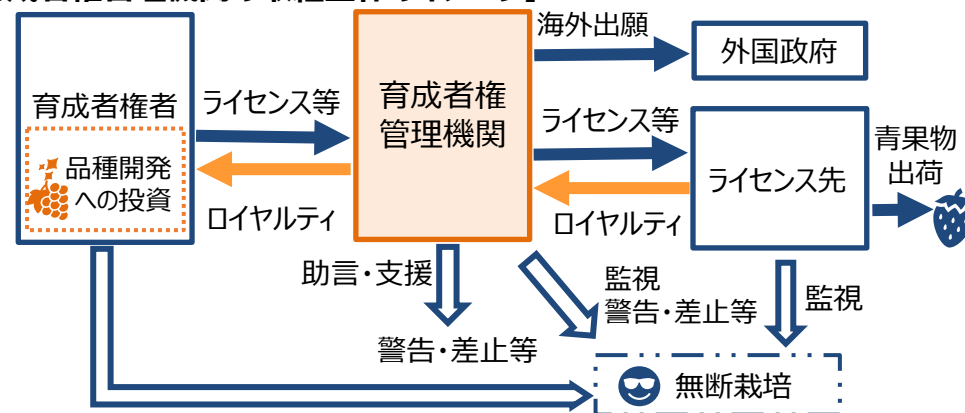
ライセンス契約の中心となる果樹苗木の管理を徹底するため、苗木の個体管理システムの導入実証や、厳格な苗木管理のためのリース方式の導入に向けた調査等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【育成者権管理機関の取組全体のイメージ】

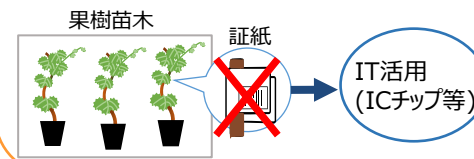


【育成者権管理機関による国内の育成者権管理のイメージ】

ライセンス契約のニーズが見込まれる一方、海外流出リスクの高い果樹の苗木について、個体管理モデルの導入を実証

個体情報も追加

許諾された苗木に添付する証紙に代わり、個体別にトレーサビリティ可能なIT技術（例えばICチップ）を導入し、苗木管理システムと連動実証



苗木管理システム

農地区画ごとに管理

- 生産者名・生産者住所
- 品種名・苗木本数等



農業知的財産保護・活用総合支援事業

【令和7年度予算概算決定額 116（107）百万円】

<対策のポイント>

農業現場における戦略的な知財の保護・活用を進めるため、**農業知財専門人材とのマッチング、助言や伴走支援を行うための総合支援窓口の整備を推進**します。また、**農業現場の知財意識の向上、農業知財専門人材の育成のほか、種苗業者の知財管理能力の向上に向けた支援**を行います。

<事業目標>

- 輸出事業計画の認定輸出事業者における知的財産の保護・活用の実施率80% [令和11年度まで]
- 相談対応件数1,000件 [令和11年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農業知的財産保護・活用等支援事業

88（71）百万円

① 農業知財総合支援窓口の整備

農業現場と農業知財専門人材とをマッチングし、農業知財保護・活用に向けた実践的な相談対応を行うための窓口の整備を推進します。有望な案件については、専門家による伴走支援を行います。

② 知財人材の育成・確保

現場での農業知財の保護・活用が進むよう、
ア 農業現場に適したアドバイスができる専門人材の育成・確保
イ 農業・食品産業関係者全体の意識向上
を目的とする、研修セミナーの実施を支援します。
あわせて、種苗業者向け種苗管理プログラムの作成とその展開を推進します。

③ 品種流出等の情報収集、侵害対策・発信

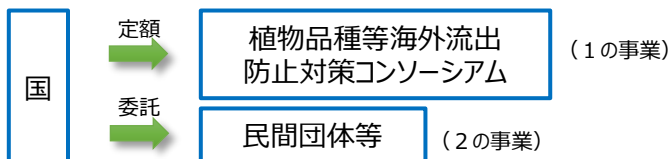
品種流出等の知財侵害状況、他国の知財制度等、権利取得や侵害対応に必要な調査を支援します。

2. 地理的表示模倣品等対策委託事業

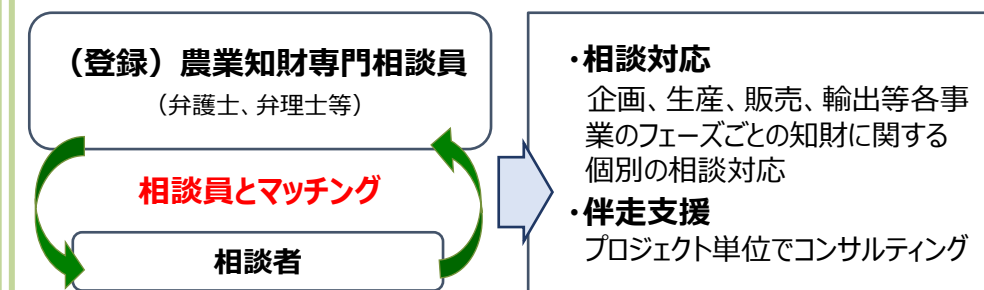
28（36）百万円

国内外におけるGI名称等の不適正使用や模倣品の監視を行います。

<事業の流れ>



農業知財総合支援窓口 [1.①]



農業知財専門人材を
相談員として登録

農業知財専門人材の育成 [1.②]

現場の知財意識・能力の向上
[1.②]

- ・種苗業者向け種苗管理プログラム
- ・農業・食品産業関係者全体の教育

調査結果利用

品種流出等の情報収集
[1.③、2]

- ・海外知財制度調査
- ・国内外品種等侵害状況把握
- ・国内外のGI名称等不適正使用、模倣品の監視 等

<対策のポイント>

地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、GI登録申請から登録後のフォローアップまでの一貫したサポート体制の構築、加工品や輸出を指向する多様な製品の申請拡大、GI産品販路拡大等のための取組を支援します。

<事業目標>

地理的表示産品の国内登録数の拡大（200産品〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. GI申請・活用相談、有望産品の掘り起こし

GIの申請を支援する窓口（GIサポートデスク）を設置します。

また、加工品や輸出を指向する多様な産品をGI申請に結びつけるためのサポート、GI産品を使用した加工品等の表示方法等、GI産品の活用に関する相談、GI名称の先使用期限の満了に向けた対応を支援します。

2. GI登録生産者団体支援

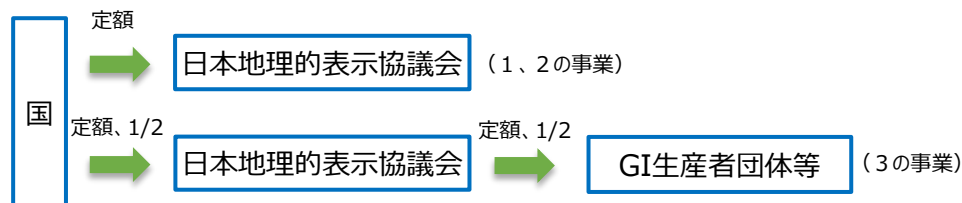
登録生産者団体が共同して行う、GI産品の販路拡大等のための取組を支援します。

また、他業種との連携等による販路拡大等に向けた研修会やシンポジウムの開催等を支援します。

3. 海外でのGI等申請・侵害対策支援

海外での知的財産権確立や地理的表示の不正使用等への対応を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、販路拡大等

GI申請相談（1）

GIサポートデスクの設置



GI登録

生産者団体への
一体的支援（2）

GI登録生産者団体支援

- ・食品企業、観光、料理人等との連携による商品開発・マーケティング支援
- ・ECサイトを活用したGI産品販売支援
- ・商工・地銀、弁護士等と連携したブランディングセミナー等

効果的なプロモーション実施の支援

- ・GI産品の特色を踏まえた市場や顧客ニーズ調査等

海外へのGI等申請・登録支援、侵害対策支援

海外へのGI申請・登録及び商標出願・登録支援（3）

- ・国内で登録されたGI産品の保護を推進するため、GI登録生産者団体等が行う海外へのGI申請・登録及び商標出願・登録を支援

海外での侵害対策支援（3）

- ・GI登録生産者団体等が行う侵害実態調査、差止請求等の対抗措置、模倣品排除のための取組を支援

植物新品種のグローバルな保護・活用の環境整備支援事業

【令和7年度予算概算決定額 80（33）百万円】

〈対策のポイント〉

我が国の輸出・知財戦略上重要な国において、国際的に調和した植物品種保護制度の整備支援や植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析を行うことにより、植物新品種保護国際同盟（UPOV）への加盟促進や品種保護制度の強化に向けた取組を行います。

〈事業目標〉

○今後、5か国以上がUPOVに加盟[令和10年度まで]

○保護品種のライセンス生産により、生産者の経営安定・収益向上に効果がある事例分析を3件以上実施[令和10年度まで]

＜事業の内容＞

1 国際調和した植物品種保護制度の整備支援

UPOV事務局によるアジア諸国等のUPOV加盟促進と品種保護制度の充実に
向けた取組を支援します。

- ①新品種の開発と普及促進におけるUPOV制度の役割と便益の周知・啓発
- ②UPOV条約に則した法整備支援
- ③UPOV e-PVPのデジタルツール活用や審査協力に向けた取組を推進

2 植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集・分析等

UPOV事務局による海外ライセンスの成功事例などの調査や各国の品種保
護制度の強化に向けた取組を支援します。

- ①植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析
- ②持続可能な農業に資する新品種の導入等に向けた制度整備支援

＜事業イメージ＞

国際的な品種保護の課題

- アジア諸国をはじめ、途上国では、国際水準の品種保護制度が整備されていない国が多く、我が国の優良品種の無断栽培を防止できない。
- 海外ライセンス生産等、品種の保護・活用をグローバルに進めていく必要。

事業内容

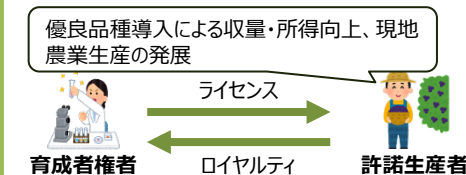
1. 国際調和した植物品種保護制度の整備支援

アジア諸国等のUPOV加盟に向けた取組を促進

- ・UPOV制度の役割・便益の周知啓発
- ・法制度や審査実施体制の整備
- ・UPOV e-PVP活用や審査協力の取組推進

2. ①植物新品種と育成者権者を活用した優良事例の収集と分析

優良品種のライセンス生産による農家の所得向上等の事例の調査・分析・横展開



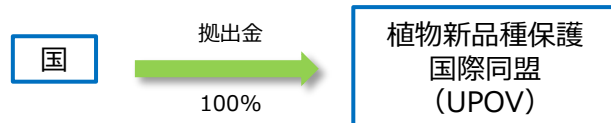
2. ②持続可能な農業に資する新品種の導入に向けた制度整備支援

気候変動への耐性や環境負荷の低減といった特性を持つ、食料安全保障、持続可能な農業に資する品種の導入等に必要な、品種保護制度の整備や審査協力に向けた取組を支援



海外ライセンス生産に必要な国際水準の品種保護環境をグローバルに整備

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6444)

アセアン地域の大学と連携した農業・食品産業人材育成促進・活用事業

【令和7年度予算概算決定額 48（78）百万円】

<対策のポイント>

我が国の農林水産物・食品の輸出拡大を実現するために必要となる、**農業・食品産業の海外展開に資する現地の担い手の育成と日本発の食品規格の国際化を促進**するため、アセアン地域の主要大学等において、学生及び現地民間企業等を対象とした、農産物・食品のバリューチェーンに関する専門講座、食品規格や関連する技術を含めた研修の実施を支援します。

<事業目標>

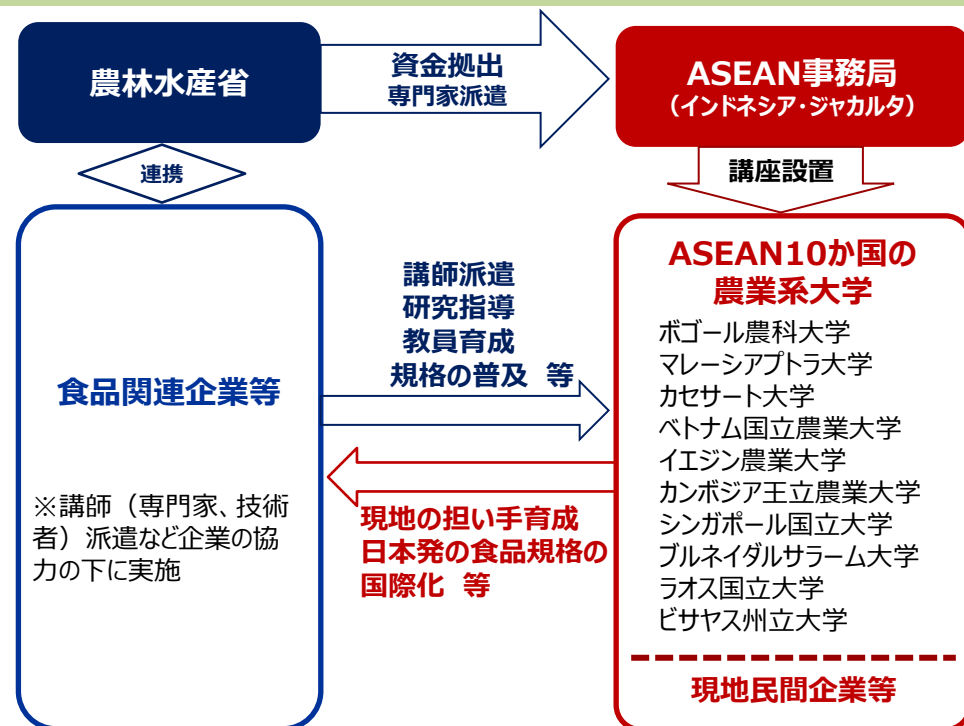
- 3か国以上で、農産物・食品のバリューチェーン関連の学部生・院生を年間150人以上養成〔令和8年度まで〕
- 3か国で現地食品事業者等による日本の標準・規格の理解・活用を促すことにより、現地の課題解決に貢献するとともに各国との関係を強化〔令和8年度まで〕

<事業の内容>

アセアン諸国の連携大学等での専門講座等の実施

- ① アセアン諸国の連携大学に農産物・食品のバリューチェーンに関する専門講座を開講し、日本の民間企業等の協力の下、種苗生産から食品の加工流通、消費に至る分野（種苗、持続可能な農業、食品加工、流通、外食産業、マーケティング、知的財産権、環境対策、分析技術、食品安全管理、食品規格等）について、我が国からの農林水産物・食品の輸出拡大やみどりの食料システム戦略推進に資するよう、現地の担い手の育成につながる実践的な学習等を支援します。
- ② 連携大学等において現地民間企業や政府機関等も対象に、食品の機能性成分に係る試験方法規格（JAS）、日本発の食品安全マネジメント規格（JFS）等に関する講義、実習等について、現地での研修をより効果的に行うため、オンラインでつないでの講義や動画を活用した講座を提供します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6444)
大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6744-2096)